

平成29年12月27日
松山河川国道事務所河川管理課

重信川河川内の樹木伐採希望者を公募します。

～自ら伐採し、無償で持ち帰り～

河川内の樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかって洪水をせき上げするなど、治水上問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障やゴミの不法投棄の温床となる可能性もあります。

このため、松山河川国道事務所では、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図るため、樹木の伐採を希望する方（企業・団体・個人）を公募し、河川法第25条の許可により、河川敷内樹木を伐採して無償で持ち帰っていただく取組を実施します。

【応募の受付期間】

平成30年1月4日（木）から平成30年1月19日（金）

【伐採作業時期】

平成30年2月から平成30年3月末まで

【伐採箇所】

愛媛県松山市中野町地先、東温市田窪地先

【応募の方法】

所定の応募様式等に必要事項を記載し応募
（郵送、FAX、メール、持参のいずれでも可）
※詳しくは応募要領をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト [No. 1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト] に該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局 松山河川国道事務所

副所長（河川）：松下 越夫（内線：204）

◎ 河川管理課長：竹田 紳治（内線：331）

代表 089-972-0034

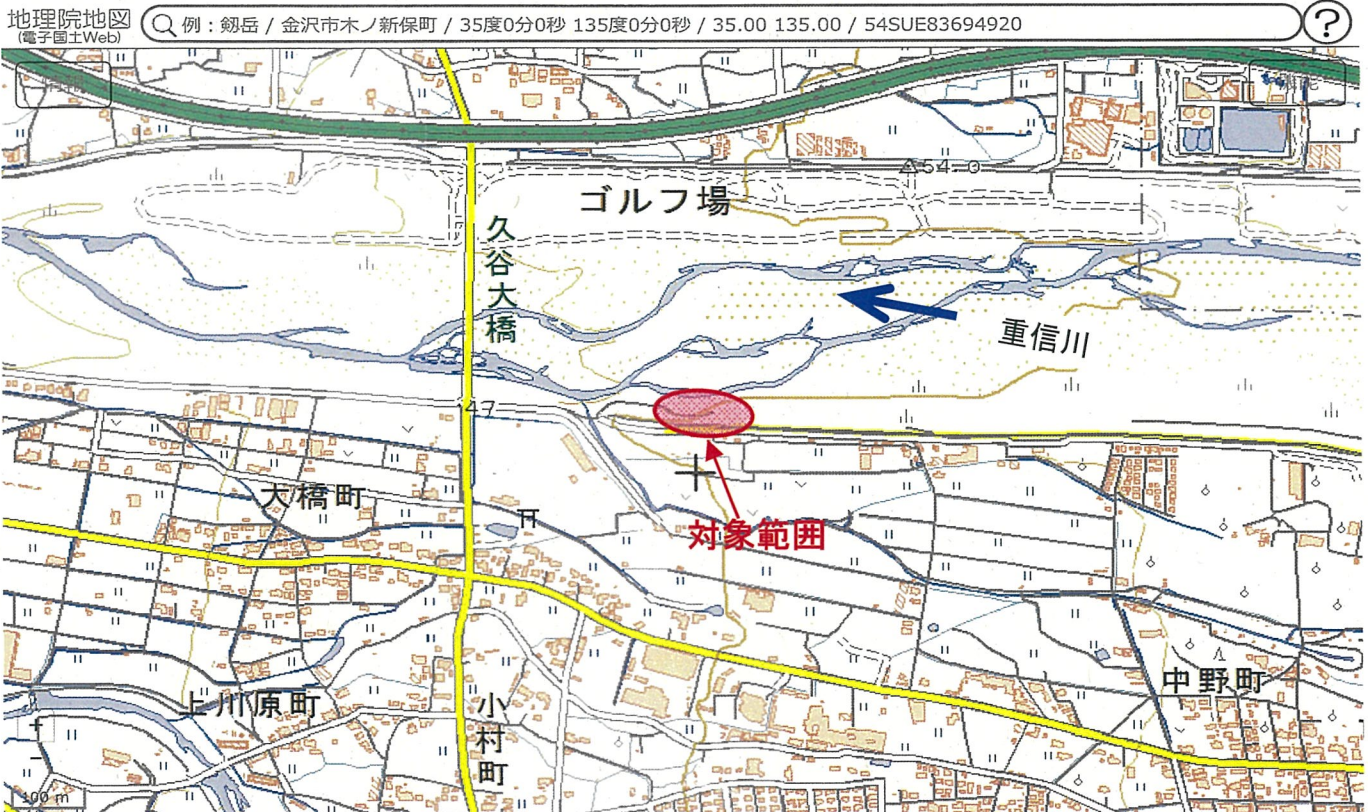
直通 089-972-0270

FAX 089-972-8105

◎：主な問い合わせ先

河川法第25条を適用した公募伐採(1)
松山市中野町地先(重信川右岸11k600~11k800付近)

河川法第25条を適用した公募伐採(1) 対象範囲図 (位置図)
松山市中野町地先(重信川右岸11k600~11k800付近)



この地図は、国土地理院の地理院地図に加筆したものである。

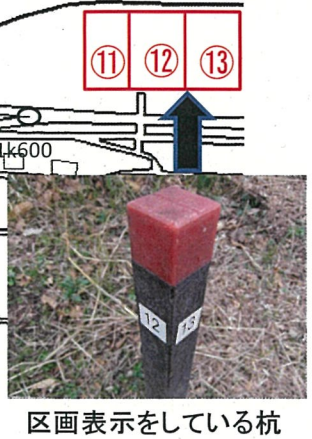
河川法第25条を適用した公募伐採(1) 対象範囲図 (区画割図)

松山市中野町地先(重信川右岸11k600~11k800付近)



地理院地図
(電子国土Web)

例: 劔岳 / 金沢市木ノ新保町 / 35度0分0秒 135度0分0秒 / 35.00 135.00 / 54SUE83694920

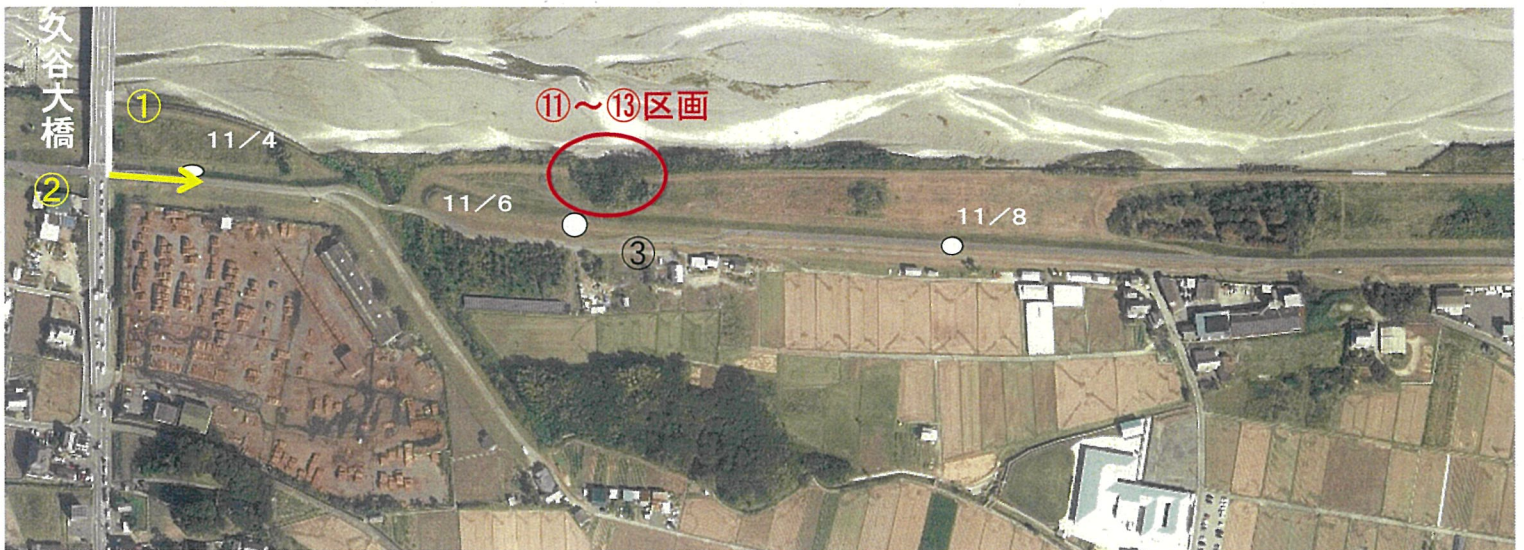


区画表示をしている杭

この地図は、国土地理院の地理院地図に加筆したものである。

河川法第25条を適用した公募伐採(1) 対象範囲図 (現状写真)

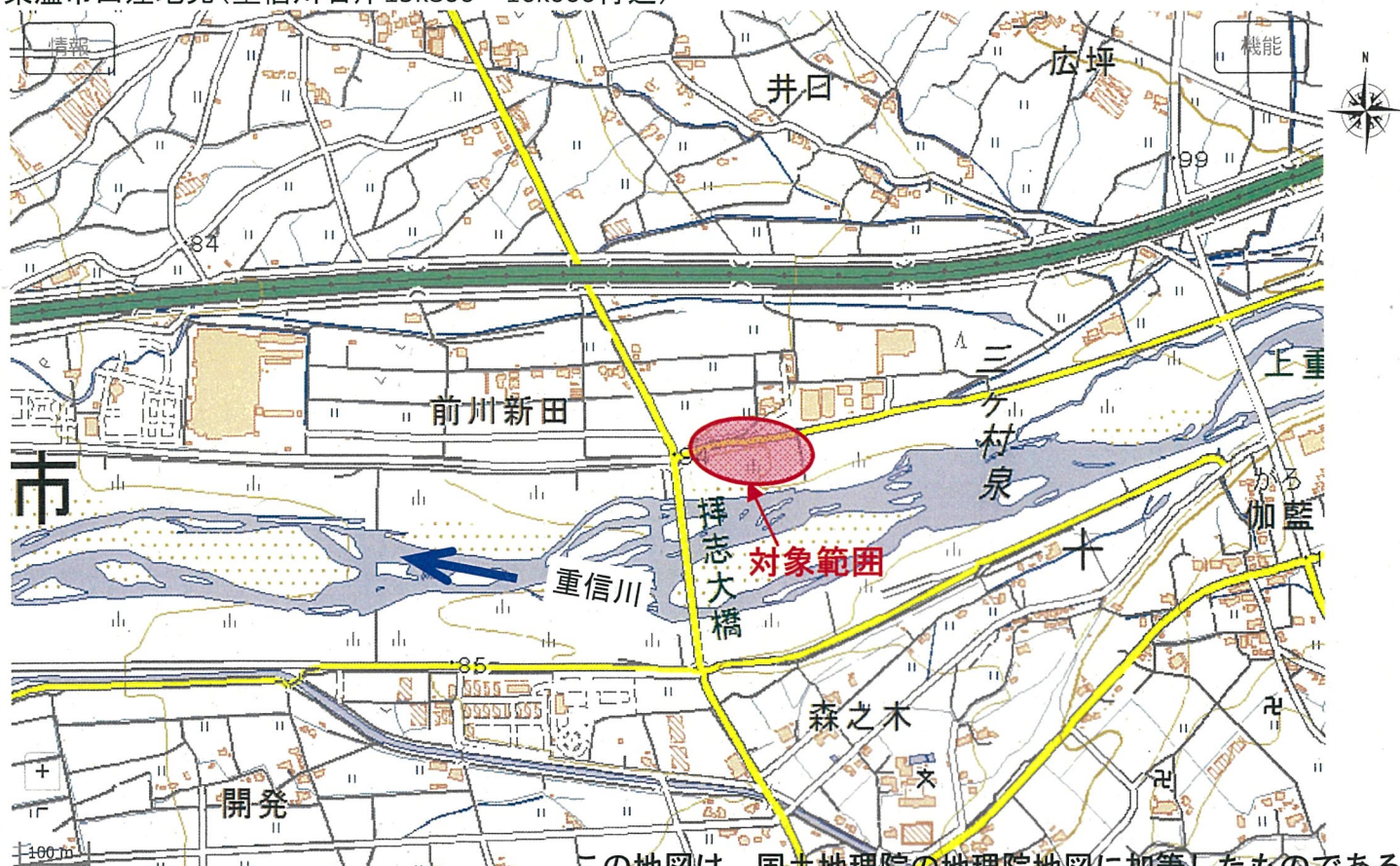
松山市中野町地先(重信川右岸11k600~11k800付近)



⑪~⑬区画状況写真

河川法第25条を適用した公募伐採(2)
東温市田窪地先(重信川右岸15k800~16k000付近)

河川法第25条を適用した公募伐採(2) 対象範囲図 (位置図)
東温市田窪地先(重信川右岸15k800~16k000付近)

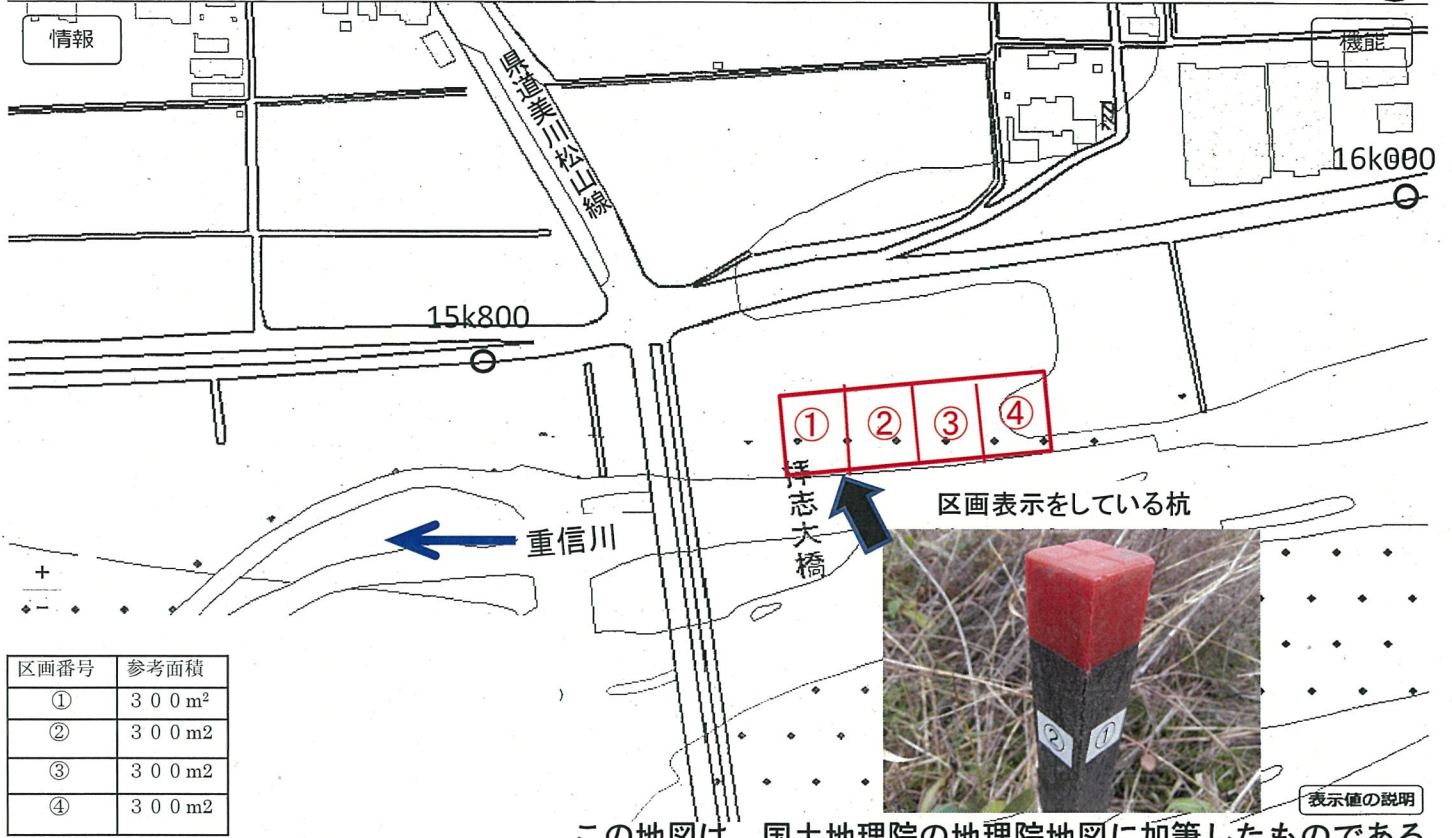


河川法第25条を適用した公募伐採(2) 対象範囲図 (区割図)

東温市田窪地先(重信川右岸15k800~16k000付近)

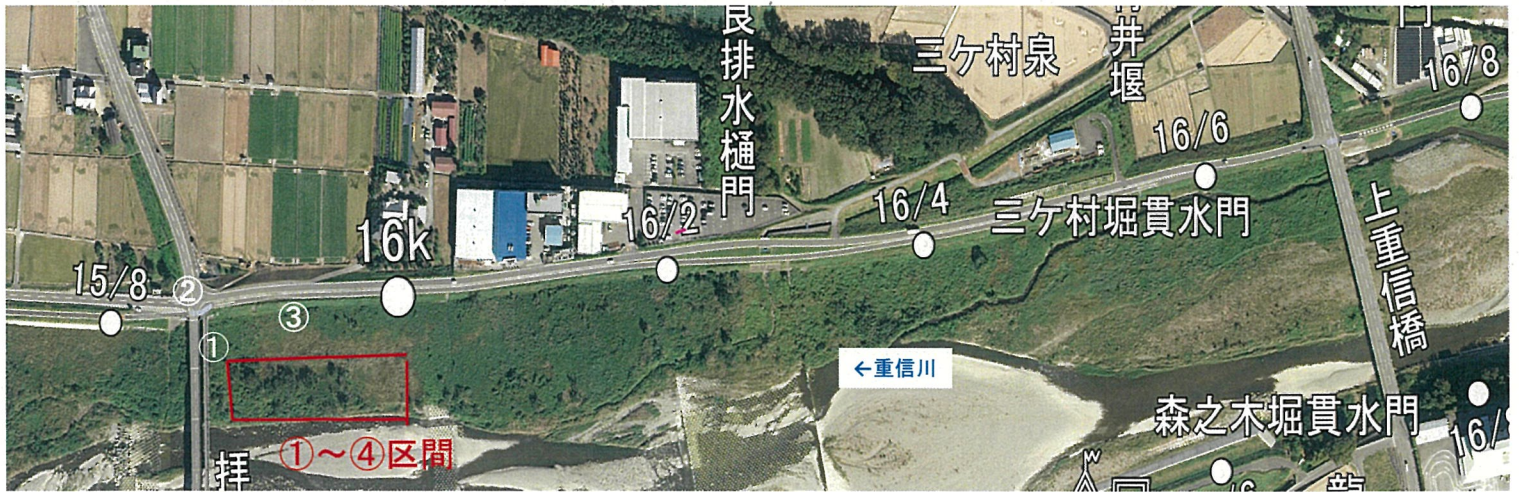
地理院地図
(電子国土Web)

例: 劔岳 / 金沢市木ノ新保町 / 35度0分0秒 135度0分0秒 / 35.00 135.00 / 54SUE83694920



河川法第25条を適用した公募伐採(2) 対象範囲図 (現状写真)

東温市田窪地先(重信川右岸15k800~16k000付近)



①~④の状況写真

重信川河川敷内の樹木について、樹木伐採の希望者を公募します ～自ら伐採し、無償で持ち帰り～

四国地方整備局 松山河川国道事務所 河川管理課

1. 目的

河川内の樹木は、洪水時に流れの支障となり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかって洪水をせき上げるなど、治水問題となります。また、河川巡視の際の視野も遮られ、河川管理上の支障やゴミの不法投棄の温床となる可能性もあります。

このため、松山河川国道事務所では、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木の伐採を希望する方（企業・団体・個人）を募り河川法第25条の規程に基づく伐採許可により、営利を目的とする企業、団体等も対象とした河川敷内樹木を伐採する取組みを実施します。

2. 対象箇所

(1) 伐採の場所

愛媛県松山市中野町、東温市田窪地先

詳細は「河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図」をご覧ください。

(2) 区画割

全7区画

詳細は「河川法第25条を適用した公募伐採 対象範囲図」をご覧ください。

なお、応募にあたって区画数の制限はありませんが、同一区画に複数の応募があった場合は、区画毎に抽選を行います。詳しくは8. (1) 選定の方法をご確認ください。

(3) 対象樹木

各区画内にある樹木全てを対象とします。幼木等で持ち帰らない樹木は、存置していただいで構いません。

(4) 伐採の時期

平成30年2月～平成30年3月末までの間に伐採を完了してください。

(5) 河川法第32条第1項に基づく採取料

免除

(6) その他

必要な除草については伐採者において実施してください。

3. 応募資格

応募資格は以下のいずれにも該当しない者とします。

- イ 過去3年間に河川法の許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ 直近1年間の税を滞納している者
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者
- ヘ 松山河川国道事務所長が参加不相当と判断する者

4. 応募の無効

下記に1つでも該当する場合、応募資格なしとし無効といたします。

- ①応募書類に必要事項の記載が無い場合
- ②「3. 応募資格」の条件を有さない場合

また、応募内容に虚偽の記述があった場合、判明した時点で伐採資格者決定の前後にかかわらず無効とさせていただきます。

5. 伐採木の取り扱い

伐採木の用途については、特に定めません。なお、伐採中や運搬中の飛散防止に努めていただくようお願いいたします。

6. 申し込み方法

申し込みは、郵送、FAX、メール、持参のいずれかとします。

「応募様式・伐採作業計画書」について必要事項を記載の上、応募期間中に下記記載箇所へ提出して下さい。なお、メールで提出される場合のメールタイトルは「25条樹木伐採応募」としてください。

応募様式・伐採作業計画書については「別紙-1~2」を参照

※持参の場合は閉庁日以外の9時~17時受付

① 応募受付期間:平成30年1月4日(木)~平成30年1月19日(金)

② 提出先

〒790-8574

愛媛県松山市土居田町797-2

TEL 089-972-0270

FAX 089-972-8105

メールアドレス skr-matuya52@mlit.go.jp

7. 伐採箇所の立会

申し込み後、応募資格があると判断された方には、伐採範囲についての確認を行います。折り返し松山河川国道事務所より連絡差し上げますので、伐採範囲、進入路等現地での立会、確認をお願いします。

8. 選定方法等

(1) 選定の方法

応募書類に基づき審査を行い、申請者を選定します。同一区画に複数の応募があった場合は、松山河川国道事務所において、本公募に関係のない職員により厳正に抽選を行い順位を決定します。なお、抽選は区画毎に行いますのでご了承下さい。申請の取り下げがあった場合又は許可申請書の提出が無かった場合は、当該区画の次順位者を申請者として選定します。

(2) 選定結果の通知

応募の締め切り後、2週間程度で選定を行い、選定結果については応募者に通知します。

(3) 選定後の許可手続き

選定された者は、許可申請書(別紙-3)を重信川出張所へ持参若しくは郵送にて提出してください。ただし、選定通知に記載の日までにすでに許可申請書の提出がない場合は、申請の意思がないものとして選定結果を無効とします。

(提出先) 〒791-1113 松山市森松町454-47
国土交通省 四国地方整備局
松山河川国道事務所 重信川出張所
電話 089-958-8215

9. 応募又は申請の取り下げ

応募又は申請については、いつでも取り下げることが可能です。取り下げ書(別紙-4)を提出して下さい。ただし、許可受け後の取り下げについては、正当な理由がないと認められる場合は次年度以降の公募に参加することが出来ません。

10 河川法等の遵守

河川内樹木の採取については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び許可書並びに本募集要項に記載された事項を遵守しなければなりません。

11. その他

(1) 費用の負担

本件の応募に関する費用及び申請に関する一切の費用は、全て応募者又は申請者の負担となります。また、伐採に係る一切の費用は、全て伐採者の負担となります。

(2) 採取時の指導

- 許可受け者が樹木等を採取するに当たっては下記の点に留意してください。
- ・周辺の河川環境に影響を与えないこと。
 - ・刈草や伐木した樹木の搬出時には道路交通法等関係法令を遵守するとともに周辺に迷惑をかけることのないよう配慮すること。
 - ・平常時の巡視等においても採取の実施状況を確認する必要がある。指導の必要があると判断した場合には許可受け者にその都度適切な指導を行う。
 - ・採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は、全て許可受け者の責任において処理しなければならない。
 - ・第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、速やかに重信川出張所へ連絡すること。
 - ・採取区画又は区画以外の採取及び河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めるとする。
 - ・河川管理者から指示があった場合には、無償で採取を停止することとする。

(3) 採取時の報告

・着手時

採取に着手するときは、出張所へ着手報告書(様式-5)を提出してください。

・完了時

採取が完了したときは、出張所へ完了報告書(様式-6)を提出してください。併せて、採取した樹木の数量(〇t、〇m3、軽トラ〇台分など)と採取した樹木の現況がわかる写真を報告してください。

(4) 履行確認

河川管理者は、採取履行中の履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、必要に応じて許可受け者に対して指導を行います。指導を行ってもなお許可条件を守らない場合は許可を取り消します。このような場合や採取不履行と考えられる場合には、次年度以降の公募に参加することができません。

(5) 採取した樹木の用途

採取した樹木の用途については特に制限はありません。ただし、採取後の樹木が不要となった場合はお住まいの自治体の処分方法に従って処分してください。なお、不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により処罰されますので、ご注意ください。

(6) 安全対策等の留意事項

伐採作業に関して遵守して頂く安全対策等は以下のとおりです。

- ・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された又は出水が予想される場合は作業を中止する。
- ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
- ・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
- ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラック等は駐車しない。
- ・倒木する際は、周辺の伐採者に声がけし、自分の存在を知らせる。
- ・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
- ・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
- ・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
- ・事故(ケガを含む)発生時には出張所に必ず連絡する。
- ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)

・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)

・作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。

・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

・河川区域において枝等の焼却は、火災の原因となり非常に危険なため禁止する。

(7) 公募の中止

公募後に生じた事情により、手続きの進行状況に関わらず一切の手続きが中止になる場合があります。

(8) 問い合わせ先

本件の手続きに関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

○国土交通省 四国地方整備局

松山河川国道事務所 河川管理課「公募伐採担当」

電話 089-972-0270

FAX 089-972-8105

メールアドレス skr-matsuya52@mlit.go.jp

応募様式

平成 年 月 日

松山河川国道事務所長 殿

応募者

住所 〒

〇〇市〇〇町〇-〇-〇

氏名 〇〇 〇〇 印

平成 年 月 日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募
します。

記

1. 河川の名称及び区画番号

第1希望 区画番号 :	(河川名 :) (面積	m)
第2希望 区画番号 :	(河川名 :) (面積	m)
第3希望 区画番号 :	(河川名 :) (面積	m)

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 薪ストーブ
- その他の目的 ()

3. 採取を希望する河川産出物の種類 : _____

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- 確認済み
- 未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

- (伐採方法) チェンソーにより伐採を行う。
- ノコギリにより伐採を行う。
- その他の方法により伐採を行う。(伐採方法:)
- (小割方法) 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、人力によりトラックまで運搬する。
- 伐採した樹木は、倒木箇所以小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。
- その他の方法 ()
- (運搬方法) 伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
- 伐採材は、(t) トラックにより日々搬出する。(積込方法:)
- その他の方法 ()
- (伐採順序) 通路脇から順次伐採を行う。
- その他の伐採順序 ()
- (枝葉処理) 発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。
- 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。
- その他の処理 ()

6. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 緊急連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
 FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 メールアドレス : 〇〇〇〇

なお、FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック☑を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上

平成 年 月 日

松山河川国道事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名)
(電話番号)

伐採作業計画書

次のとおり作業を実施します。

【作業実施期間】

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(作業時間) 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

【作業日】

【作業者】

【採取区域への進入路(運搬路)の情報】

<遵守する事項>

【安全対策等】

- (作業時服装) ・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。
- (大雨・強風) ・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。
- (資機材管理) ・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。
・枝葉を集積した場合は、速やかに出張所に連絡する。
- (隣接者調整) ・他の作業車の支障とならないよう搬出通路にはトラックは駐車しない。
・倒木する際は、周辺の伐採作業者に声がけし、自分の存在を知らせる。
・倒木する際は、他の伐採者と離隔を十分に取って作業を行う。
・倒木する際は、隣接箇所の作業状況を確認し、作業している場合は隣接する伐採者と調整し安全を確認後に倒木する。
- (有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。
・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。
(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)
・事故(ケガを含む)発生時には出張所に必ず連絡する。
- (法令遵守) ・発生材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)
- (坂路監理) ・通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。
- (その他) ・夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。
・健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)
作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起らないようにする。
・選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通省四国地方整備局長 殿

申請者 住所
氏名

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先) 氏名
電話番号

取 り 下 げ 書

平成 年 月 日

国土交通省四国地方整備局長 殿
(松山河川国道事務所長)

申請者 住所
氏名
電話番号

平成 年 月 日付で応募しました河川敷地内の樹木伐採について下記の理由で応募(申請)を取り下げます。

(理由)

※処理欄

別紙-5

工事着手届

平成 年 月 日

松山河川国道事務所
重信川出張所長 殿

住所

氏名

印

平成 年 月 日付けで許可のあった河川区域内の土地における樹木伐採について、平成 年 月 日より現地に着手します。

別紙-6

工事完了届

平成 年 月 日

松山河川国道事務所
重信川出張所長 殿

住所

氏名

印

平成 年 月 日に届け出しました河川区域内の土地における樹木伐採について、下記のとおり完了しましたので、報告します。

記

1. 完了日：平成 年 月 日
2. 工事箇所：愛媛県東温市下林地先
区画番号 _____
3. 添付資料：
 - ・採取した樹木の数量（〇t、〇m³、軽トラ〇台分など）
 - ・採取した樹木の現況がわかる写真
 - ・その他必要に応じて添付のこと